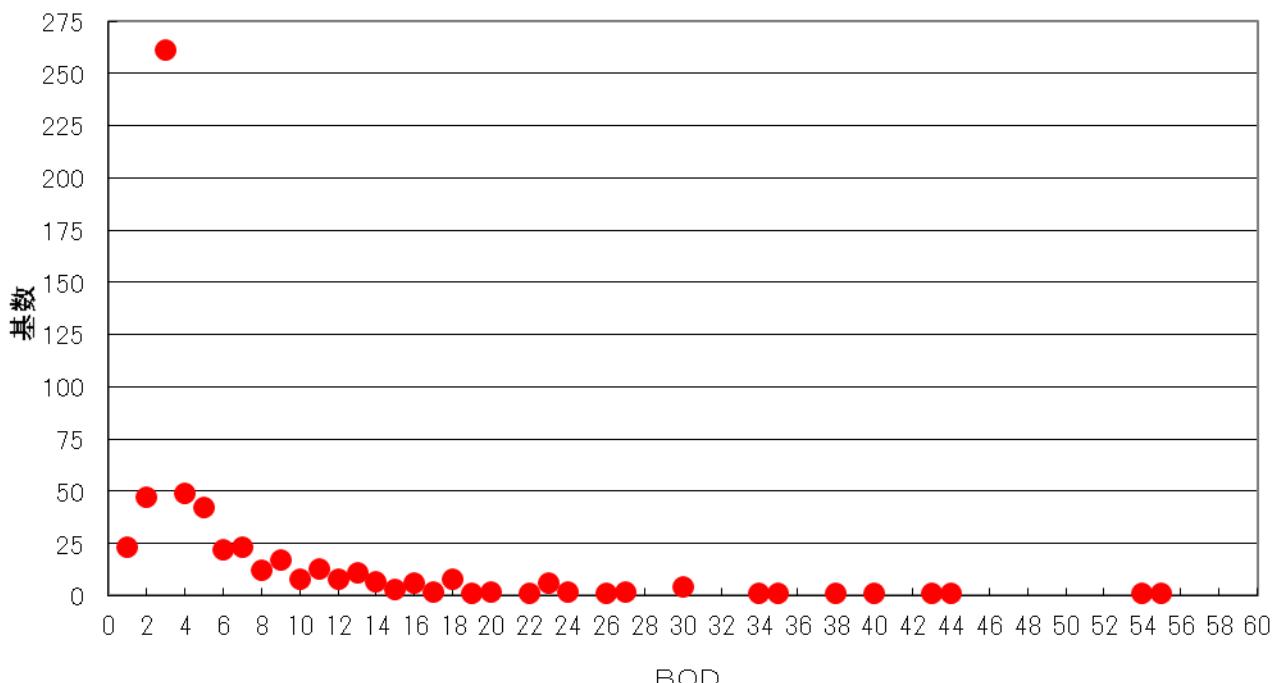


新設（市設置）浄化槽放流水質の状況【定期法定検査結果】

（令和4年4月～令和5年3月）

市管理浄化槽の検査結果分布【7条累計】



BOD平均値	8.21 mg/L	透視度平均値	43.63 cm
BOD中央値	3.00 mg/L	透視度中央値	50.00 cm

- BODの法定基準は20mg/L以下と定められている。
- BOD20mg/L以上の浄化槽については、流入高負荷による使用状況が考えられる。主な原因としては糖尿病等の治療薬の使用者の使用及び、浄化槽使用者の認識不足による使用の影響が考えられる。これに対する対応策としては、浄化槽清掃の実施・ブロワーの風量増加・逆洗回数の増加・循環量の調整及び「浄化槽使用準則」の遵守が挙げられ、対応策を施している。
- ※ 水中の有機物が微生物の働きで分解されるときに消費される酸素の量を「BOD：生物化学的酸素要求量」といい、mg/Lで表する。有機性の汚れが大きければ、分解に必要な酸素要求量が多くなるため、BODの値は大きくなる。逆にきれいな水のBODは小さな値となる。
- ※ 透視度は、水の濁りの程度を表す指標で、透視度計というガラスビンの底部についての標識を明らかに識別できる水の深さをセンチメートルで表したもの。
- ※ 中央値※：検査値を大きいものから順番に並べたときの中央の値で、異常値が含まれる場合にも影響を受けにくいため、検査値を代表するものとして利用される。